

第3回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月12日（金） 午後1時30分から午後2時45分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（11人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹

4. 欠席委員 13番 永井和人

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第9号 令和3年春季農作業労賃標準額（案）について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第12号 非農地証明申請書について

議案第13号 農用地利用集積計画（案）について

議案第14号 農用地利用配分計画（案）について

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書
報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 10 号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う
事業計画の提出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 3 年第 3 回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は 1 名ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、3 番阿部委員、4 番佐々木委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 3 年 2 月 22 日（月） 常設審議委員会（会長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 9 号「令和 3 年春季農作業労賃標準額
（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 9 号「令和 3 年春季農作業労賃標準額（案）について」をご説明いたし
ます。議案の 1 ページから、2 ページです。先月の総会後に農政専門部会で審
議いたしまして、案を作成しました。前年からの変更点は特にありません。以
上です。

阿部農政専門部会長 皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第 9 号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書について」
を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の3ページから8ページです。

(番号1)

譲渡人が松江市野原町のAさんで、譲受人が外江町のBさんです。申請地を売買により所有権移転し、果樹を栽培したいという申請内容です。土地の所在は、外江町・畑・561㎡、外江町・畑・290㎡、合計851㎡で農用地区域内にあります。地図は4ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は果樹園として利用するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他自作地面積が、2,652㎡で、合計農地面積が、3,503㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、古徳委員、足立恵一委員、濱田委員にお願いしました。以上です。

濱田委員 遊休農地が解消されることで大変いいことだと思います。皆様の審議をお願いいたします。

議長 事務局からの説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第10号(番号1)は、原案のとおり承認されました。

事務局 (番号2)

譲渡人が竹内町のCさんで、譲受人が湊町のDさんです。申請地を贈与により所有権移転し、露地野菜を栽培したいという申請内容です。土地の所在は、森岡町・畑・2323㎡、森岡町・田・350㎡、森岡町・畑・571㎡、森岡

町・畑・358㎡、合計3,602㎡で農用地域内にあります。地図は6ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も露地野菜を作付けすることですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他耕作地面積が、26,386㎡で、合計農地面積が、29,988㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、古徳委員、足立恵一委員、濱田委員にお願いしました。以上です。

古徳委員 周辺はネギ耕作等で使用されており、申請は妥当だと判断します。皆様の審議をお願いいたします。

議長 事務局からの説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第10号(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の9ページから12ページです。

事務局 譲渡人は、森岡町のEさんで、譲受人は外江町のFさんです。土地の所在は、10ページにあります森岡町・畑・29㎡、森岡町・畑・210㎡、合計239㎡です。申請理由は、申請地を贈与により所有権移転し、一般個人住宅を建築したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供

することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、外周に境界ブロックを設置することから、流水等による被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、古徳委員、足立恵一委員、濱田委員にお願いしました。以上です。

古徳委員 場所は住宅が集まっている中になりますので、申請は妥当ではないかと思えます。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局からの説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 11 号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第 12 号「非農地証明申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案 13 ページです。申請人は新屋町の G さんです。土地の所在は、新屋町・畑・218 ㎡で調整区域内にあります。地図は 14 ページです。申請地は以前より、宅地として利用されており、農地としての再生は困難とのこと。現地調査は、古徳委員、足立恵一委員、濱田委員にお願いしました。以上です。

足立恵一委員 車庫が建っており、農地としての利用はできないと思います。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局からの説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 12 号は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第 13 号「農用地利用集積計画（案）について」及び、議案第 14 号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。議案内容に関係しますので、私と河岡委員は一時退室します。進行は酒井職務代理にお願いいたします。

(足立晋哉委員・河岡委員が退室)

職務代理 それでは議案第１３号及び議案第１４号について、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 まず議案第１３号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案１６ページから２２ページです。１７ページが総括表です。賃借権設定が畑９８筆、２０２，８３１㎡で、鳥取県保有地の更新と農業公社から担い手育成機構への付け替えがほとんどです。使用貸借権設定は畑１２筆、８，１７３㎡で、Ｈさんが返却した農地を１年間使用貸借で貸し出す内容となっています。１８ページから２１ページが利用権設定の各筆明細です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。

次に議案第１４号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の２３ページから２６ページです。これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。今回は、利用集積計画に記載されている内容の鳥取県分を除く全件を耕作者へ配分する計画案になっております。なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

職務代理 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。議案第１３号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理 全員賛成ですので、議案第１３号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第１４号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理 全員賛成ですので、議案第１４号は、原案のとおり承認されました。

(足立晋哉委員・河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

- 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知書
報告第 9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第10号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う
事業計画の提出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

- 常設審議委員会(会長) 令和3年 3月22日(月)
○鳥取県農業会議臨時総会(会長・事務局長) 令和3年 3月22日(月)
○令和3年第4回境港市農業委員会総会 令和3年 4月12日(月)
◆午後1時30分～

- ・農業委員会情報 市報3月号「農地転用について」
市報4月号「令和3年春季農作業労賃標準額」予定

議長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議長 それでは以上をもちまして令和3年第3回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和3年3月12日

境港市農業委員会

議長

署名委員

署名委員
